

大原大学院大会計研究科会計専攻に対する認証評価結果

I 判定

2025年度経営系専門職大学院認証評価の結果、大原大学院大会計研究科会計専攻は本協会の経営系専門職大学院基準に適合していると認定する。

認定の期間は、2026年4月1日から2031年3月31日までとする。

II 総評

大原大学院大会計研究科会計専攻は、大原学園を母体に専門職業の高度化に対応して2006年に設置された1研究科1専攻のみを有する会計専門職大学院であり、固有の目的として「高度の専門性が求められる会計専門職業人を育成するための深い学識および卓越した能力を培う教育を行うことで、社会的要請に応える人材を育成すること」を掲げている。これを実現するために、2013年度に「第一期中長期ビジョン」を策定し、従来の公認会計士養成に重点を置いた教育方針を転換し、税理士養成にも努めることで、収容定員の未充足の改善を目指し実行性のある改革に取り組んできた。この第一期の取組みを更に維持発展させることを目指して、2019年度には「第二期中長期ビジョン」を策定し、「①多様化するニーズへの対応、②教育の質の向上への取組み、③教育研究施設の充実、④学園グループ校との接続の強化、⑤継続的な事業活動のための財政基盤の確保」に取り組んできている。さらに、2024年度には、「第三期中長期ビジョンとアクションプラン」を策定し、「第二期中長期ビジョン」で掲げた5つのビジョンを継続することとし、実施に向けた研究・検討を順次行っている。また、これらを具体化したアクションプランを定めて高い職業倫理観を備えた高度会計専門職業人の養成に取り組んでいる。

教育課程においては、「基本科目」「発展科目」「応用実践科目」の科目群を設け、段階的に履修ができるよう教育課程を編成している。また、教育方法として、授業形態に応じて事例研究、プレゼンテーションやディスカッションを採り入れており、現場での分析力や問題解決力、表現力といった実践的能力を養うための工夫がみられる。

なかでも、教育において、財務会計、管理会計、監査、租税法という主要4系統科目と法律系科目は原則として昼夜ともに開講し、どの時間帯でも履修登録を可能とし、昼間中心の学生が夜間に、あるいはその逆で履修することもできるといった柔軟な時間割とすることで、社会人学生でも仕事と両立しながら履修できるよう配慮している。これは、高度会計専門職業人の養成という目的の達成に有効な取組みであり、入学者数の増加等にも結びついていることは評価できる。また、奨学金制度や授業料減免制度の設定

大原大学院大会計研究科会計専攻

に加え、公認会計士、米国公認会計士、税理士等の高度職業会計人となるのに必要な資格取得を目指している多くの学生を対象に、法人内の専門学校が提供している各種受験講座を無料で受講できる課外学習制度を設けていることは、学生への経済的支援及びキャリア形成支援の観点から特色ある取組みといえる。そのほか、教員の資質向上や効果的な教育を支えるファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」という。）及びスタッフ・ディベロップメント（以下「SD」という。）活動として、外部講師による研修会の後に参加者が感想や見解をまとめた報告書をFD・SD委員長に提出する取組みをしていることは、実効性をもった取組みとして評価できる。

教員組織においては、2025年度に法令上必要な専任教員数が1名不足していたが、専任教員1名の採用により2026年度にはこの不足が確実に解消される見込みであることを確認した。一方、学校教育法施行規則において公開が求められている事項の情報公開が十分でない点に課題が見受けられ、早急に改善が必要である。

このほか、以下の点について、課題が見受けられる。まず、教育課程において、当該専攻の教育課程の最も中核に位置づけられる修士論文の指導については、研究テーマ決定までの指導方法や、指導教員及び副査選択の自由度、中間報告会の公開の有無等に関する指導教員間のバラツキに課題があり、学生にとって公平な仕組みとする必要がある。高度会計専門職業人の養成という固有の目的を達成するためにも、税理士試験の一部免除に必要な修士論文の指導体制のより一層の改善・強化が求められる。その他、成績評価方法等についても、改善が求められる事項が存在する。さらに、前回の経営系専門職大学院認証評価において指摘した事項に対して、未だ検討や取組みが進んでいない事項が存在する。同窓会の創設など修了生ネットワークの構築、教員組織の多様性の確保、研究・教育・大学運営・社会貢献等の観点から専任教員の活動を評価する仕組みの整備や、専任教員の研究専念期間を保証するためのサバティカル制度の実質化について、適切に対応することが強く望まれる。

これらの点を改善するためにも、今回の経営系専門職大学院認証評価の結果を活用し、改善に向けて今後も継続して自己点検・評価活動に取り組み、教育の質のより一層の保証・向上を図ること、さらには、当該専攻の特色を更に伸張していくことを期待したい。

Ⅲ 経営系専門職大学院基準の各項目における概評及び提言

1 使命・目的

(1) 経営系専門職大学院基準の各項目に関する概評

【項目：目的の設定】

当該専攻は、大学全体の教育理念として、「学術的な研究による知識、実務で求められる技能、さらに高い職業倫理観を備えた高度会計専門職業人を養成する」ことを掲げている。そして「学術的研究の実践」「実務的技能の習得」「職業倫理の醸

成」を教育の柱とし、より高度な会計専門職業人を育成することによって社会に貢献することを目指している。

このような理念のもとに、「企業活動の国際化、IT技術の進展に伴い会計諸基準を国際的標準に合わせること」や「企業会計の公正性を確保することが企業の信頼性、我が国経済の信頼性を保つ上で不可欠となっており会計監査の質的向上を図ること」、更に「独立した公正な立場から納税義務の適正な実現を図ること」が課題であるとしている。

これらの課題に応えるために、「学術的研究と実務的技能を高度に兼ね備え、加えて職業倫理観を合わせ持った高度会計専門職業人の養成が必要である」としたうえで、当該専攻の目的として、学則では「高度の専門性が求められる会計専門職業人を養成するための深い学識及び卓越した能力を培う教育を行うことを目的とする」と定め、養成する人材像として、①公認会計士、②税理士、③企業及び公的機関の財務部門のスペシャリストを挙げている。

当該専攻は、経営系専門職大学院が担う基本的使命のもと、上記のとおり、大学の理念・目的を踏まえ、専門職学位課程の目的に適った固有の目的を設定している。また、その目的は、当該専攻の存在価値や目指す人材養成の方向性を明確に示している（評価の視点1-1、点検・評価報告書4～5頁、基礎要件データ表1、資料1-1「大学案内（2025年4月入学用）」、資料1-2「2024年度会計研究科ガイドブック」、大原大学院大学ウェブサイト）。

【項目：中・長期ビジョン、戦略】

当該専攻は、固有の目的を実現すべく2013年度に「第一期中長期ビジョン」を策定し、従来の公認会計士養成に重点を置いた教育方針を転換し、税理士養成にも努めることで、収容定員の未充足の改善を目指し、教職員が一丸となって実行性のある改革を推進してきた。2019年度には、「第二期中長期ビジョン」を策定し、「①多様化するニーズへの対応、②教育の質の向上への取組み、③教育研究施設の充実、④学園グループ校との接続の強化、⑤継続的な事業活動のための財政某盤の確保」に取り組んできている。

2024年度には「第三期中長期ビジョンとアクションプラン」を策定し、「第二期中長期ビジョン」で掲げた5つのビジョンを継続することとし、実施に向けた研究・検討を順次行っている。そのなかで特に進捗がみられる取組みとしては、「会計研究と資格試験の受験勉強の両立を目指すキャリア形成ニーズへの対応」「入学定員の増加と定員充足」「修士論文作成の指導體制の充実」「GPAを利用した学修成果の継続的把握と指導體制整備」「学園グループ校との連携の強化」が挙げられ、教学組織、事務組織、法人組織が適切に連携しながら、教職員が一丸となって当該専攻の目的を実現すべく、実効性のある戦略を策定・実行している（評価の視点1-

大原大学院大会計研究科会計専攻

2、点検・評価報告書5～7頁、資料1-1「大学案内（2025年4月入学用）」、資料1-3「第三期中長期ビジョンとアクションプラン」、資料1-4「教授会議事要録（抜粋）2024年12月」、資料1-5「教授会議事要録（抜粋）2024年7月」、資料1-6「教授会議事要録（抜粋）2024年3月」。

2 教育課程・学習成果、学生

(1) 経営系専門職大学院基準の各項目に関する概評

【項目：学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針】

当該専攻では、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）において、次の知識・能力等を修得した学生に「会計修士（専門職）」の学位を授与すると定めている。すなわち、「高度会計専門職業人として必要な、会計、監査、税法に関する専門的知識と実務能力を有していること」「高度会計専門職業人として必要な、論理的な思考力、判断力、適切な表現力および国際感覚を有し、実践的な問題解決力を身に付けていること」「高度会計専門職業人として高い職業倫理観を有し、社会的な責任を果たす使命感を身に付けていること」である。以上の学位授与方針は、経営系専門職大学院が担う基本的な使命に適合したものと見える。

この学位授与方針に基づき、教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）では、「財務会計系、管理会計系、監査系、法律（企業法、民法）系、租税法系、経済・経営系、情報・統計系、関連科目系の8つの系と研究指導を設け、授業科目を配置」することや、「とくに財務会計系の中に I F R S（国際財務報告基準）に関する授業科目を置いて会計基準の国際化といった動向に対応し、監査系の中に『会計職業倫理』という授業科目を置いて職業倫理観を養成」すること、「授業科目を基本科目群、発展科目群、応用・実践科目群に分類し、段階的に学修できるよう配慮」することを定めている。この教育内容や方法は、学位授与方針と整合的であり、その妥当性の説明も明確といえる。これらの方針は、ウェブサイト及び当該専攻のガイドブックを通じて社会に公表している（評価の視点 2-1、点検・評価報告書 5、11 頁、基礎要件データ表 2、表 3、資料 1-2「2024 年度会計研究科ガイドブック」）。

【項目：教育課程の設計と授業科目】

教育課程は、期待する学習成果の達成につなげるため、財務会計系 19 科目、管理会計系 6 科目、監査系 7 科目、租税法系 10 科目を主要分野とし、法律系 8 科目、経済・経営系 9 科目、情報・統計系 3 科目、関連科目系 1 科目を加えた計 8 つの系で構成され、総計 63 科目が配置されている。各科目は、基本科目群（16 科目）、発展科目群（25 科目）、応用・実践科目群（22 科目）の 3 段階に分け体系的かつ段階的に編成している。

表 1：科目区分の概要

科目区分	科目区分の概要
基本科目	会計並びに関連諸科目についての学部レベルでの知識を確認するとともに高度会計専門職業人として最低限必要とされる知識を修得するための科目群（計 16 科目）

大原大学院大学会計研究科会計専攻

発展科目	国際的に通用する高度会計専門職業人としての必要な知識を修得するための科目群（計25科目：会計職業倫理は必修科目）
応用・実践科目	高度会計専門職業人としての最先端の授業科目を配置するとともに、現場での典型的な判断・事例等をシミュレートした教育方法を採用し、独自の判断力、論理的な思考力を養う科目群（計22科目うち演習科目18科目）
研究指導	会計学又は税法において「論文指導Ⅰ～Ⅳ」を配置（各2単位）

（資料1-2「2024年度会計研究科ガイドブック」に基づき作成）

基本科目は、学部レベルの知識確認と会計専門職業人として最低限必要な知識のインプットを中心としており、簿記処理の計算問題演習等を採用している。発展科目は、基本知識を前提とし、より高度な知識・技能の習得を目指す科目群である。ここには「国際会計」「IFRS会計」「英文会計」「米国財務会計論」「米国監査論」「国際租税法」といった国際性を養う科目や、「会計職業倫理」が含まれる。応用・実践科目は、現場での独自の判断力、論理的な思考力、問題解決力を養成する演習が中心で、事例や判例を題材としたディスカッションやプレゼンテーション、パソコン実習等を通じて理論と実務の架橋を図るよう配慮している。ただし、一部の応用・実践科目においては、演習科目という名称でありながら、知識修得に重きをおいた講義形式の授業となっている。上記表1のとおり、知識修得に関しては、基本科目に配置することとしており、授業科目群ごとに設定した教育目的を十分に満たしているとはいえないことから、改善が必要である。

科目の配当年次は、基本科目が概ね1年次、発展科目と応用・実践科目が概ね2年次に設定されており、学生は段階的に学習を進めることができるようになっていく。大学新卒、社会人、留学生など多様なバックグラウンドを持つ学生に対応するため、能力的に履修が可能な学生は1年次から発展科目や応用・実践科目を履修できる柔軟な仕組みも採用している。また、留学生については、公認会計士や税理士よりも資格がとりやすいUSCPA（米国公認会計士）に目標を誘導するとともに、英語系科目を再編し、2022年から「英文会計」に加えて「米国財務会計論」「米国監査論」を開講している。

必修科目は「会計職業倫理」1科目のみとし、選択必修科目も限定する一方で、養成する人物像である①公認会計士、②税理士、③企業及び公的機関の財務部門のスペシャリストのニーズに合わせて多様な履修モデルを提示し、学生が幅広く自由に科目を選択できるよう配慮している。また、演習科目は2年次の選択必修として位置づけている。加えて、修士論文の作成を希望する学生には、会計学（財務会計分野に限る）と税法分野で研究指導科目を配置している。これにより、高度会計専門職業人として求められる多様な知識・技能、能力、心構えを体系

大原大学院大会計研究科会計専攻

的・段階的に習得できる教育課程が編成されている。

一方で、会計を除く分野における企業やその他の組織のマネジメントに必要な専門知識に関する教育が、学術理論に裏打ちされた実践ができる高度専門職業人の育成にふさわしいものとなるよう、マネジメントに必要な専門知識の定義や範囲、あるいはこれを教授する科目の必修化などについて一層の議論と具体的な工夫が期待される（評価の視点 2-2、点検・評価報告書 12～16 頁、資料 1-1「大学案内（2025年4月入学用）」、資料1-2「2024年度会計研究科ガイドブック」、資料2-12「オリエンテーション配布資料」、質問事項に対する回答）。

当該専攻では、会計分野における高度会計専門職業人の養成という固有の目的の実現に向けた戦略として、「第三期中長期ビジョンとアクションプラン」を策定・実施している。

この戦略に基づいた、会計研究と資格試験受験勉強の両立支援、税理士試験の科目免除の申請が可能となる修士論文指導体制の充実、GPAを活用した学習成果の把握と指導体制整備、学園グループの資格試験対策講座を無料で受講できる経済的支援制度の整備など学園グループ校との連携強化による取組みは、多数の公認会計士・税理士等を輩出してきた大原学園を母体とする当該専攻の特徴を反映した教育課程となっている。とくに、公認会計士（米国公認会計士を含む）・税理士の資格取得を希望する学生にとっては、カリキュラムの体系化や履修モデルの提示などが効果を上げている。ただし、修士論文指導においては、教育方法の効果を十分に担保するため、研究テーマ決定までの指導方法や、指導教員及び副査選択の自由度、中間報告会の公開の有無等に関する指導教員間のバラツキを緩和し学生にとって公平な仕組みとする必要がある（評価の視点 2-3、点検・評価報告書 12～16 頁、資料 1-1「大学案内（2025年4月入学用）」、資料2-12「オリエンテーション配布資料」、資料2-17「オリエンテーション資料」）。

当該専攻では、対面授業を原則とし、特別の場合を除き遠隔授業や e-learning 等は実施していない。一方で、このような形態での授業に関して、学生からの具体的な要望が確認されていることから、学生のニーズの多様性を踏まえたうえで、特に講義形式を主とする科目では具体的な対応の早期化が望まれる（評価の視点 2-4、点検・評価報告書 12～16 頁、資料 1-2「2024 年度会計研究科ガイドブック」）。

当該専攻では、昼夜開講制を採用しており、月曜日から金曜日までの昼間時間帯（第1限から第5限）と夜間時間帯（第6限・第7限）に授業を配置している。加えて、土曜日の第1限から第4限にも授業科目を配置しており、修士論文の作成を希望する学生向けの研究指導科目もここに置かれている。また、財務会計系、管理会計系、監査系、租税法系の主要4系統科目と法律系科目は原則として昼夜両方開講している。どの時間帯でも履修登録が可能であるため、昼間中心の学生

大原大学院大会計研究科会計専攻

が夜間に、あるいはその逆で履修することも可能となっている。この主要4系統科目と法律系科目の柔軟な時間割により、社会人学生でも仕事と両立しながら履修できるよう配慮していることは、評価できる。

ただし、当該専攻としてもその重要性を認識している経済・経営系科目については、平日日中の配置のみとなっていることが多く、社会人学生を中心に履修しにくい時間割となっていることから、改善が望まれる（評価の視点 2-5、点検・評価報告書 15 頁、資料 1-1「大学案内（2025 年 4 月入学用）」、資料 1-2「2024 年度会計研究科ガイドブック」、資料 2-12「オリエンテーション配布資料」）。

【項目：教育の実施】

当該専攻では、高度専門職業人に求められる思考力、分析力、問題解決力を養うため、学則に基づき事例研究、現地調査又は双方向・多方向での討論や質疑応答などの授業方法を採用している。たとえば、発展科目や応用・実践科目では講義形式を少なくし、特に各系の演習科目や修士論文（選択）では事例研究、プレゼンテーション、ディスカッションを多く採り入れている。また、「統計学概論（数学の履修を前提）」「会計情報システム論」「IT利用監査」などの情報・統計系科目では、パソコンを用いた実習によりITリテラシーの醸成を図っている。

一方で、インターンシップについては、会計大学院協会主催の監査法人インターンシップに参加可能であるが、学生の多くが税理士志望者や社会人であるため、参加実績は多くない。同様に、ゲスト・スピーカーの招聘は、2024 年度に招聘に関する規程を整備したものの、同年 12 月現在でゲスト・スピーカーを招聘したのは監査系と経済・経営系の 1 科目ずつであり、計 2 件の実績にとどまる。このため、連携先及び具体的な連携の拡充や、税理士志望者への配慮などについて一層の工夫を期待したい（評価の視点 2-6、点検・評価報告書 17 頁、資料 1-1「大学案内（2025 年 4 月入学用）」、資料 1-2「2024 年度会計研究科ガイドブック」、資料 4-2「教育課程連携協議会規程」、資料 4-9「2020 年度第 2 回 教育課程連携協議会 議事要録」、実地調査時面談調査）。

当該専攻の授業は、2 学期制で 1 コマあたりの授業時間は 90 分となっており、法令上の規定に即して単位設定を行っている。1 年間に履修登録できる単位数の上限は、36 単位としている。入学前に修得した単位については、「既修得単位認定願」等の必要書類を事務局に提出し、申請が認められた場合には 22 単位を上限として修了要件単位数に算入している。

当該専攻では、学生が円滑に学習に取り組めるよう、複数の仕組みを整備している。まず、年度初めにウェブ配付しているシラバスには、授業概要、達成目標、事前・事後学習、成績評価の方法などを記載し、履修登録や予習・復習に活用されている。また、科目体系の説明動画や履修モデルによる説明、新学期オリエンテーシ

大原大学院大会計研究科会計専攻

ョン、学生懇親会を通じて、効果的な履修方法を検討する機会を学生に提供している。さらに、担任制度を採用し、学生担任が個別の履修指導や予習・復習に関する相談・支援を行うとともに、2024年度からは研究支援室を設置して学習・研究に関する相談に対応している。週1回程度のオフィスアワーも設定しており、担当教員へ直接相談することも可能である。ただし、1単位あたりの想定学修時間が45時間であるところ、8割以上の学生が予習・復習にかける時間が1時間未満であり、想定を満たしていない状況であり、当該専攻においても履修モデルを作成する際に想定学修時間の試算が十分に行われていなかったことから、履修モデルにおける想定学修時間や、事前・事後課題のあり方、学生の授業負荷を含む授業方法の体系的な再確認を行うよう改善が望まれる（評価の視点2-7、点検・評価報告書18頁、基礎要件データ表4～表6、資料1-2「2024年度会計研究科ガイドブック」、資料2-6「2024年度春学期授業アンケート集計結果」、質問事項に対する回答、実地調査時間談調査）。

当該専攻では、教育課程を実施するうえで必要な教室やその他施設を整備し、適切な学生数で利用している。講義用の教室は3教室（60名、30名、24名収容可能）設置しており、演習室は講義用の教室とは別に5教室（12名、12名、8名、8名、8名収容可能）設置し、演習科目や修士論文指導に利用している。各科目の履修人数の平均は、講義科目で16.7名、演習科目及び論文指導で5.2名である。2025年度より入学定員を60名から70名に増員することが決定しているが、これを加味しても履修人数の平均は、講義科目で19.5名、演習科目及び論文指導で6.1名と試算されている。これらの状況から、講義科目、演習科目及び論文指導ともに、適切な学生数で利用される環境が整っているといえる（評価の視点2-8、点検・評価報告書18頁）。

当該専攻では、専用の自習室は設置していないが、平日10時00分から21時30分まで、演習室2室（16席）と講義室1室（24席、未使用時のみ）を自習室として開放している。建物内には無線LANを配備し、学生は自己のパソコンで自習できるほか、貸出用のノートパソコンも5台用意している。学生相互の交流のために学生ラウンジ（16席）を設け、学習上の情報交換の場として利用されており、これらの設備を通じて学生の学習効果を高めるよう工夫している（評価の視点2-9、点検・評価報告書18～19頁、基礎要件データ表8、資料1-1「大学案内（2025年4月入学用）」、資料1-2「2024年度会計研究科ガイドブック」、資料2-13「自習室利用時のルール」）。

図書室は、学習及び教育研究活動に必要な図書等を備え、かつ利用時間その他の利用環境が学習及び教育活動を支えるものとして十分なものといえる。書籍は、教員の要望に基づき随時購入しており、国立国会図書館登録利用者制度や国立情報学研究所が提供する学術コンテンツも整備している。加えて、2025年4月に

同法人内に新設した東京経営大学の図書等も利用できるよう準備を進めている。図書室の開館時間は、平日 10 時 00 分～21 時 30 分、土曜 10 時 00 分～18 時 00 分である（評価の視点 2-10、点検・評価報告書 19～21 頁、資料 1-2 「2024 年度会計研究科ガイドブック」、資料 2-15 「図書室資料 データベースの利用案内」）。

学習及び教育活動に必要な設備としては、例えば、講義用 3 教室・演習用 5 教室では、2 教室でプロジェクターを常設し、その他の教室では可動式プロジェクターで、パソコンからの画面投影ができる環境である。全館には学生も接続できる無線 LAN を整備している。図書館には学生用にコピーカード式（入学時に 500 度数を配付し、以後、学生が必要に応じて追加購入）の複合機を設置している。また、全学生にロッカーを配備している。一方で、ラーニング・マネジメント・システム（LMS）や学内ポータル、あるいは学生用メールアドレスやメーリングリスト等の学習支援システムについては、学生からの導入に係る具体的な要望があるものの、対応が十分でないことから改善が望まれる（評価の視点 2-11、点検・評価報告書 21 頁、資料 1-1 「大学案内（2025 年 4 月入学用）」、資料 1-2 「2024 年度会計研究科ガイドブック」）。

【項目：学習成果】

当該専攻では、シラバスにおいて、各授業科目の到達目標を具体的に記載している。成績評価方法及び基準については、「試験及び成績評価に関する規程」において、①定期試験（追試験及び再試験を含む）、その他の成績（授業内試験、レポート等）を加え総合的に評価する方法、②定期試験で評価する方法、③平常の学習状況（ゼミ形式の授業における発表等）により評価する方法を 3 つ定めている。また、同規程では、原則として授業回数の 3 分の 2 以上の出席がなければ定期試験の受験資格がないと定めている。成績の評価基準については、学則において、S 評価は得点 90 点以上、A 評価は得点 80 点以上、B 評価は得点 70 点以上、C 評価は得点 60 点以上、D 評価は得点 59 点以下と明示している。

そして、「成績評価については、厳格性及び客観性を確保するため、その基準を学生に対して、あらかじめ明示することとする」との学則の規定に基づき、学則と「試験及び成績評価に関する規程」をガイドブックに掲載している。また、学生に十分な注意を促すため、ガイドブックに「試験・成績評価」という一章を設けて、試験の実施方法や成績評価の基準を記載するとともに、新学期開始前に行われる学生向けオリエンテーションにおいても説明している。

各学期終了後には、教務委員会が提出した学生の単位取得状況を教授会において確認している。しかしながら、各授業科目の成績評価については、それが適正に行われていることを組織的に確認する体制がないことから、改善が望まれる。また、成績評価及びそれに伴う単位認定の公正さを確保するため、成績公表前に必要に応

じて成績評価の修正を求める措置を講じることも検討されたい。さらに、当該専攻では、成績評価の根拠となるレポート等の資料や試験結果の管理を各科目担当教員に委ねており、成績評価基準が順守されているか否か確認できない状態にある。成績評価の根拠となる資料や試験結果の保管について各科目担当教員に委ねるのであれば、それらが適切に行われているかを組織として適切に把握するよう改善が望まれる（評価の視点2-12、点検・評価報告書23～24頁、資料1-2「2024年度会計研究科ガイドブック」）。

成績評価に疑義がある場合、「試験及び成績評価に関する規程」において、学生は調査を願い出ることができることを定めており、同制度はガイドブックを通じて学生に周知している。具体的には、学生は決められた期間内に質問票を大学事務局に提出し、大学事務局はそれを教務委員長及び当該授業科目の担当教員に送付する。担当教員は回答書を作成し、教務委員長がこれを確認し必要に応じて担当教員と協議を行った後、学生に対して大学事務局から回答書を通知している。なお、過去5年間（2019年度～2023年度）の実績は4件であり、いずれも上記の手続に従って適切に処理している。このように、学生からの成績評価に関する問合せ等に対応する仕組みを整備し、学生に対して明示のうえ、その仕組みを適切に運用している（評価の視点2-13、点検・評価報告書24頁、資料1-2「2024年度会計研究科ガイドブック」）。

学生が当該専攻に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位は、修了要件単位数の2分の1を超えない範囲で当該専攻にて修得した単位として認めることのほか、1年を超えない範囲での在学期間の短縮を認めることを学則において規定している。

課程の修了認定については、法令に基づき、学則において、標準修業年限を2年とするとともに、課程修了のためには2年以上在学し、かつ学則別表に掲げる授業科目について44単位以上を修得しなければならないことを定めている。なお、長期履修制度は導入していない。

修了要件単位44単位の内訳は、授業科目の履修に関する規程においてその内訳を定めるとともに、学則別表にも示している。さらに、授業科目の累積GPAが1.50以上でなければならないこと、選択により修士論文を作成し学位を取得しようとする者は、必要な研究指導を受けたうえで、修士論文の審査及び最終試験に合格しなければならないことを定め、以上により課程を修了したことの認定は、教授会の議を経て、学長が決定することとしている。

修了要件については、ガイドブックに「学業に関する諸事項」として一章を設けて丁寧に説明するとともに、新学期開始前に行われる学生向けオリエンテーションにおいて説明している。

修士論文の審査手続については、学位規程において、次のように定めている。す

なわち、修士論文の審査及び最終試験は、教授会において選出された教員3名以上からなる審査委員会がこれを行う。審査委員会は、指導教員を主査とし、当該修士論文に関連する授業科目担当教員を副査とする。ただし、教授会が特に必要と認めるときは、上記以外の教員を審査委員会に加えることができる。最終試験は、提出された修士論文を中心とし、これに関連する研究領域について、口頭試問により行われる。審査委員会は合議により修士論文の審査及び最終試験の可否を決定し、その結果を文書で教授会に報告する。

修士論文の審査基準については、ガイドブックに明示している。合格基準は、「広い視野に立って精深な学識を修め、専攻分野における研究能力またはこれに加えて高度の専門性が求められる職業等を担うための卓越した能力を有することを示すものをもって合格とする」とし、判定のための評価項目も定めている。このように、教授会で選出された審査委員が、統一の審査基準に基づき合議によって可否を判定することで、審査の客観性・厳格性を担保している。

以上のように、当該専攻においては、あらかじめ学生に明示した基準及び方法によって成績評価と修了認定を行い、学位授与方針に定めた学習成果を達成した学生に対して適切に学位を授与していると判断できる（評価の視点 2-14、点検・評価報告書 24～26 頁、基礎要件データ表 6、表 7、表 17、資料 1-2「2024 年度会計研究科ガイドブック」）。

当該専攻の修了生の就職率は、過去数年間 70%前後で推移していることを踏まえ、当該専攻では、当該専攻を修了しても、資格試験に合格しなければ公認会計士や税理士として活動することはできず、受験勉強に専念するため就職しない者がいることを考慮すれば、一定の成果が上がっていると分析している。

2022 年度修了生からは、修了した年の 12 月にウェブアンケート調査を行い、当該専攻における学びが修了後のキャリアにどのような影響を及ぼしたかを調査している。「入学前と比べてキャリア・アップしましたか」という質問には、大半の修了生が「大いに思う」「少し思う」と回答し、具体的には「処遇の向上」や「社内外の評価の高まり」が挙げられている。また、「学びは業務において役立ちましたか」という質問には大半の修了生が「とても役立っている」「役立っている」と回答していた。具体的には「専門的な知識が深まり、理論的な思考が身についた」、「実践的な内容の講義や実務的な演習が役立った」との回答が多く、理論と実務の架橋教育が効果を上げている。

また、高度職業会計人としての資質をもって修了させるためには、在学中に常に学習効果を確認し、必要に応じて指導していくことが必要であるとし、每期実施している授業アンケートでは、教員の授業評価とは別に、学生の授業に対する取組みを自ら評価させる質問項目を設けている。

2024 年度からは教育の成果を測る客観的な指標として GPA を用いた学習指導が

行われている。当該専攻では2年間の累積GPA1.50以上を修了要件としているが、それとは別に学期ごとに学期GPAを算出し、それが1.50未満の者には厳重注意を行うとともに、学修指導計画を策定し学生の学修指導に役立てている。なお、GPAは授業科目ごとに分布状況が相違することが想定され、分布状況を勘案したうえで基準値を設定することが必要である。

教育上の成果検証に際しては、每期実施している授業アンケートにおいて、自由記述欄を設けて意見聴取をするほか、修了生からの意見聴取の機会として、2019年度までは、年度末に修了生意見交換会を実施し、教員と修了生数名が一堂に介して2年間を通じた学修のヒアリングを行っていた。その結果、「民法」の授業において家族法の内容を追加するといった改善につなげている。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の拡大により意見交換会が中止になって以降は、修了生への意見聴取は上述のアンケート調査に替えられており、その調査内容も、キャリアへの影響に関する質問事項及び自由記述にとどまっていることから、アンケートの内容の再考や修了生意見交換会の再開などの検討が望まれる（評価の視点 2-15、2-16、点検・評価報告書 26～27 頁、資料 2-16「大原大学院大学GPA制度に関する規程」、資料 2-19「修了生アンケート結果」、資料 2-20「授業アンケート用紙」）。

【項目：学生の受け入れ】

当該専攻では、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえ、学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）として、「会計の公正性を確保することのできる高度な知識と技能を兼ね備え、さらに高い倫理観を持ち、国際感覚を身に付けた高度な会計専門職業人として活躍することを目指す学生」、具体的には、「①公認会計士②税理士③企業及び公的機関の財務部門のスペシャリストを目指す学生」を受け入れることを明記している。具体的な選考方法としては、「一般入試」「自己推薦入試」「AO入試」「留学生特別入試」「学园内推薦入試」「留学生学园内推薦入試」を採用している。同方針やこれらの選考方法については、入学試験要項、大学案内及びウェブサイトを通じて広く社会一般に公表している。「一般入試」は、会計学の筆記試験（大学卒業程度の問題）、書類審査及び志望動機等や出願書類に関する面接試験、「自己推薦入試」は、所定の要件を充足する者を対象として、書類審査（自己推薦書）及び資格取得状況並びに志望動機等や出願書類に関する面接試験、「AO入試」は、基礎学力や学習意欲等を重視し、書類審査（自己推薦書、小論文）及び志望動機等や出願書類に関する面接試験、「留学生特別入試」は、留学生を対象として、基礎学力や学習意欲等を重視し、書類審査（自己推薦書、小論文）と志望動機等や出願書類に関する面接試験、「学园内推薦入試」は、学园内の校長による推薦者を対象として、書類審査と志望動機等や出願書類に関する面接試験、「留学生学园内推薦入試」は、学园内の校長による推薦者を対象として、書類審査

と志望動機等や出願書類に関する面接試験によりそれぞれ選考を行っている。

各選抜方法では、入学希望者が会計学あるいは税法に関して一定の学力を有しているかどうかを判定するため、「自己推薦入試」及び「学園内推薦入試」では日本商工会議所簿記検定2級以上や税理士試験科目合格等の所定の資格保有を出願の条件としている。「AO入試」「留学生特別入試」「留学生学園内推薦入試」は会計学の初学者であっても受験を認めているが、小論文、あるいは成績証明書や学校長の推薦状により基礎学力を確認している。また、全ての入試種別において面接試験の評価の比重を高くしており、面接では、志望動機、会計専門職としての将来像、研究計画等についての質疑応答を行い、学生の目的達成への意思力、論理的な思考能力、コミュニケーション能力など、当該専攻の教育目標に沿う学習への準備が十分であるかを確認している。

入学試験は9月から翌年3月にかけて、一般入試1回、自己推薦入試5回、AO入試1回、留学生特別入試1回、学園内推薦入試・留学生学園内推薦入試2回を実施し(2024年度)、社会人、大学新卒、留学生から会計学の初心者に至るまで、会計専門職を志す者に広く門戸を開放している。

各入試種別の出願資格、選抜方法、出願書類、入試日程等については、入学試験要項に記載し、大学案内に同封して配布するとともに、ウェブサイトに掲載している。さらには、7月から翌年1月にかけて合計10回の「個別相談+校舎見学会」及び5回の総合入試説明相談会を実施している。留学生に対しては、特に留学生向けのオープンキャンパスと入試説明相談会を各1回開催している(2024年度)。これら以外にも、希望者があれば随時個別相談に応じている。

入学試験に関わる学生募集及び入学者選抜は、「大原大学院大学入試・広報委員会規程」に基づき、専任教員によって構成される「入試・広報委員会」を責任主体として実施している。また、入学者選抜を適切かつ公正に実施するために、「大原大学院大学入学試験実施マニュアル」を作成し、全ての入学試験は、このマニュアルに準拠して、統一的な方法で進めることとしている。

入学者選抜における中立性、公正性、客観性を担保するため、全ての入試種別において複数の評価項目と点数制を導入している。「自己推薦入試」を例にあげれば、自己推薦書、保有資格、研究計画書、面接試験を評価項目とし、自己推薦書及び研究計画書については、複数の専任教員が採点者となり、各採点の平均点を採用している。面接においては、入試委員を中心に入学後論文指導を行う教員を含む2名を面接試験官とし、各面接試験官が個別に評価を行った後、その点数の平均点をもって面接試験の評価点としている。可否の判定はそれら評価項目の合計点に基づき行われ、まず「入試委員会」の合議により可否原案が作成され、次に教授会の議を経て学長が決定する手続となっている。なお、入学試験当日に筆記試験を行うのは一般入試のみであるが、試験問題は、入試委員が内部で作成した後、他の入試委員が

大原大学院大会計研究科会計専攻

検証し、試験当日まで事務局にて封印された状態で保管している。また、採点については作成した入試委員が担当した後、別の入試委員がこれを確認する手続となっている（評価の視点 2-17、2-18、点検・評価報告書 28～30 頁、基礎要件データ表 2、資料 1-1「大学案内（2025 年 4 月入学用）」、資料 2-4「大原大学院大学入試・広報委員会規程」、資料 2-7「2025 年度大原大学院大学 入学試験要項」、資料 2-8「大原大学院大学入学試験実施マニュアル」、資料 2-21「2025 年度 入学試験要項 学園内推薦入試・留学生学園内推薦入試」、大原大学院大学ウェブサイト）。

定員管理に関しては、2020 年度以降、毎年、志願者数は入学定員を大きく上回っている。当該専攻における入学志願者は、論文指導（税法分野）を希望する税理士志望者が中心であり、2019 年度より現校舎への移転によってより多くの学生収容能力を確保するとともに論文指導教員を 2019 年度以降 10 名新規採用することで、開学以来 30 名であった入学定員は、2019 年度に 35 名、2021 年度に 45 名、2022 年度に 60 名に増加している。さらに、2025 年度からは入学定員を 70 名に増員しており、2025 年度入学者向けの入試では入学定員 70 名を上回る 78 名の入学者を確保している。

表 2：過去 4 年間の入学者数及び在籍学生数

	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度
入学者数 (入学定員)	62 名 (60 名)	67 名 (60 名)	72 名 (60 名)	78 名 (70 名)
在籍学生数 (収容定員)	122 名 (105 名)	128 名 (120 名)	149 名 (130 名)	160 名 (130 名)

(基礎要件データ表 8 に基づき作成)

上記表 2 のとおり 2022 年度以降、入学定員に対する入学者数、収容定員に対する在籍学生数は適正に管理されていると判断できるが、収容定員に対する在籍学生数が増加傾向にあり今後とも適切な定員管理に留意することが望まれる（評価の視点 2-19、点検・評価報告書 30～31 頁、基礎要件データ表 8）。

【項目：学生支援】

当該専攻では、入学試験出願時に、公認会計士や税理士、企業内での財務スペシャリストなど課程修了後の希望進路を選択のうえ、出願する流れになっている。出願前の段階では、当該専攻に設置している「入試・広報委員会」の教職員が中心となり、次の相談会・説明会を開催し、出願や入試に関する事項とともに、進路選択に関する相談にも対応している。すなわち、①総合入試説明相談会(2024 年度は 5 回開催)、②個別相談会+校舎見学会(2024 年度は 10 回開催)、③留学生オープンキャンパス(2024 年度は 1 回開催)、④留学生専用入試説明相談会(2024 年度は 1 回開

催) である。

また、入学後の進路変更や就職に関する相談・支援については、学年担任教員と研究支援室の職員が連携し、学生との個別面談を通じて学生の希望を確認し、助言を行っている。さらなる対応が必要と考えられる場合には、学生委員会での審議や、学園グループの就職担当部署と連携し、学生の希望に対応できる体制を整備している。当該専攻は税理士や公認会計士など、高度会計専門職業人として就業するために資格取得を目指す学生が大半を占めており、これらの学生に対しては早期の資格取得を促進すべく、学園グループが実施する資格取得講座を無料で受講できる課外学習制度を設けている。経理学校として長きに渡るノウハウを蓄積してきた学園グループの受験対策講座を課外学習として無料で提供できることは、経済的負担を軽減するだけでなく、早期の資格取得を促進するものであり、キャリア形成支援のための特色ある取組みとなっている（評価の視点 2-20、点検・評価報告書 32 頁、基礎要件データ表 18、資料 1-1「大学案内（2025 年 4 月入学用）」、資料 1-2「2024 年度会計研究科ガイドブック」、資料 2-4「教授会・委員会規程集」、大原大学院大学ウェブサイト）。

社会人に対する支援については、大半の授業科目を昼夜両方の時間帯に配置し、また土曜日にも授業科目を配置しているため、働きながら学ぶ社会人の場合でも平日夜と土曜日の履修で修了することを可能としており、社会人にとっても学習しやすい環境を整備している。

留学生については、入学前の段階において、学年担任及び簿記検定対策講座の担当部署が連携しながら、日本商工会議所簿記検定の 2 級を入学前に取得できるよう指導している。入学後の授業料については、「私費外国人留学生授業料減免制度」を設けており、在学中の授業料の 30%を減免する経済的支援を行っている。留学生への支援に際しては、学年担任教員、研究支援専門職員とこれを補佐する事務局職員が公的機関の留学生指導に関するセミナーなどを受講して必要知識を習得したうえで指導にあたっている。在籍する留学生の大半は中国語を母語としており、これに対応するため、中国語ネイティブのスタッフ（学園本部との兼任職員）と連携し、共同して必要な支援を行っている。そして、修了時に就職が確定せず、引き続き就職活動を行う場合は「(継続就職活動の為の) 特定活動」への在留資格変更が必要となるが、こうした手続のための説明及び指導が事務局の留学生担当職員により行われている。以上のように、入学前から在学中の各期間にわたり留学生の学習を支援する体制を整備している。

障がいのある学生に対する支援に関しては、障がいのある学生の入学実績がなく、修学支援措置は行われていないが、「大原大学院大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する指針」を定めている。上記指針には学長を最高管理責任者、研究科長を監督責任者として、障がいのある学生に対する差別解消を推進すること、

障がいのある学生に相談窓口を事務局におくこと等を定め、必要に応じて適切に対応することとしている。施設面においても、多目的トイレ、教室の引き戸、段差のスロープなどの設置によりバリアフリーなどへの配慮に取り組んでいる。近年、社会的に取り上げられるようになってきた性的多様性については、具体的な取組みを検討する段階には至っていないものの、全ての教職員に対して、概念についての正確な理解と問題意識の共有を図り、他学の対応事例を把握するための研修を実施している。

以上のように、社会人、留学生、障がい者をはじめ、多様な学生が学習を行っていくための支援体制を整備していると判断できる（評価の視点 2-21、点検・評価報告書 32～33 頁、資料 1-1「大学案内（2025 年 4 月入学用）」、資料 1-2「2024 年度会計研究科ガイドブック」、資料 2-22「修了後も就職活動を行う場合の在留資格変更手続き」、資料 2-23「大原大学院大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する指針」、質問事項に対する回答、大原大学院大学ウェブサイト）。

在学生の課外活動や修了生の活動に対して必要な支援について、上述の課外学習制度に加え、専任教員のうちの 5 名及び職員のうちの 3 名は、公認会計士、税理士の受験指導経験を有していることを生かし、大学院での学修と資格試験の受験対策とを両立させるための相談に随時対応できる体制を整備している。一方、前回の評価結果でも指摘したところではあるが、同窓会の創設など修了生ネットワークを構築するよう改善が望まれる。

資格取得に向けた受験対策を継続する修了生に対しては、当該専攻を修了した後も、学園グループが実施している資格試験対策講座を割引価格にて受講できる経済的支援を行っている（評価の視点 2-22、点検・評価報告書 33～34 頁、資料 1-1「大学案内（2025 年 4 月入学用）」、資料 1-2「2024 年度会計研究科ガイドブック」、大原大学院大学ウェブサイト）。

(2) 提言

【特色】

- 1) 主要 4 系統科目と法律系科目は原則として昼夜ともに開講し、いずれの時間帯でも履修登録が可能であることは、働きながら学ぶ社会人学生に配慮した取組みとして、評価できる（評価の視点 2-5）。
- 2) 奨学金制度や授業料減免制度に加えて、多くの学生が公認会計士、米国公認会計士、税理士等の資格取得を目指していることを踏まえ、学園グループ内の専門学校が提供している各種受験講座を無料で受講できる課外学習制度を設けていることは、経済的支援及びキャリア形成支援の特色として評価できる（評価の視点 2-20）。

【検討課題】

- 1) 応用・実践科目群の一部では、演習科目という名称でありながら、知識修得に重きをおいた内容となっている。当該専攻においては、知識修得に関しては、基本科目に配置することとしており、授業科目の内容又は配置を科目群にふさわしいものとするよう改善が望まれる（評価の視点 2-2）。
- 2) 修士論文指導においては、教育方法の効果を十分に担保するため、研究テーマ決定までの指導方法や、指導教員及び副査選択の自由度、中間報告会の公開の有無等に関する指導教員間のバラツキを緩和し学生にとって公平な仕組みとするよう改善が望まれる（評価の視点 2-3）。
- 3) 当該専攻においても重要と認識している経済・経営系科目の多くが、平日日中のみに開講されており、社会人学生を中心に履修しにくい時間割となっていることから、改善が望まれる（評価の視点 2-5）。
- 4) 1単位あたりの想定学修が45時間であるところ、8割以上の学生が予習・復習にかかる時間が1時間未満であることから、履修モデルにおける想定学修時間や、事前・事後課題のあり方、学生の授業負荷を含む授業方法の体系的な再確認を行うよう改善が望まれる（評価の視点 2-7）。
- 5) ラーニング・マネジメント・システム（LMS）や学内ポータル、あるいは学生用メールアドレスやメーリングリスト等の学習支援システムについては、学生からの導入に係る具体的な要望があるものの、対応が十分でないことから改善が望まれる（評価の視点 2-11）。
- 6) 各授業科目の成績評価については、それが適正に行われていることを確認する体制を整備するとともに、成績公表前に必要に応じて成績評価の修正を求める措置を講じることも検討されたい（評価の視点 2-12）。
- 7) 成績評価の根拠となるレポート等の資料や試験結果の保管を各担当教員に委ねていることについて、組織としてもその管理状況を適切に把握するよう改善が望まれる（評価の視点 2-12）。
- 8) 同窓会の創設などの修了生ネットワークを構築するよう改善が望まれる（評価の視点 2-22）。

3 教員・教員組織

(1) 経営系専門職大学院基準の各項目に関する概評

【項目：教員組織の編制方針】

当該専攻では「教員組織の編成方針」を「本学は開学以来『学術的な研究による知識、実務で求められる技能、さらに高い職業倫理観を備えた高度会計専門職業人を養成する』という理念のもとそれを実現すべく教員の編成を行ってきた。具体的には学術的な研究により得られた知見を教育課程に反映させることを意識して研究者教員を、実務で求められる技能を教育内容に反映させることを意識して実務家教員をそれぞれバランスよく配置してきた。それに加えて理論と実務の架け橋となる教育機関を目指すという意識を研究者教員、実務家教員の間で共有しており、この理念を共有できる人材により教員組織を編成してきた。今後もこの方針を継続して学位授与方針、教育課程の編成方針の実現を目指していく。一方で、社会のニーズが多様化していく中で教員組織においてもそのニーズに応えられるよう多様性を確保していくことで教員組織の充実を目指す」と定めており、教員組織の全体的なデザインを明確にしていると認められる。また、この「教員組織の編成方針」はウェブサイトに掲載しており、学外への周知も適切に行われている（評価の視点 3-1、点検・評価報告書 37 頁、大原大学院大学ウェブサイト）。

【項目：教育にふさわしい教員の配置】

法令上必要な専任教員数は 12 名であるところ、2025 年度の当該専攻の専任教員は、教授 9 名、准教授 2 名の計 11 名となっており、法令上必要な専任教員数が 1 名不足していた。2024 年度時点では専任教員は 13 名在籍していたが、2024 年度末をもって 2 名が退職、1 名が当該法人が設置している他大学へ異動した。2025 年 4 月 1 日付で女性教員 1 名を採用したものの、法令上必要な専任教員数が不足している状況であった（表 3）。その後も教員採用に取り組み、2026 年 4 月 1 日より専任教員 1 名を採用し、専任教員は 12 名となることから、法令上必要な専任教員数を満たすことが確実な状況である。なお、専任教員数が法令上必要最低数を下回ることはないよう常に留意することのほか、理論と実務を架橋する教育を十分に実施するためには、法令上必要数にとどまらずさらなる増員も期待される。

2025 年度において、当該専攻の専任教員のうち実務家教員は 5 名（専任教員の 45%）であり、概ね 3 割以上となっており、研究者教員と実務家教員の配置のバランスは適切と認められる。

表 3：2025 年度の専任教員に関する情報

専任教員	専任教員のうち 教授	専任教員のうち 実務家教員	実務家教員のうち みなし専任教員
11 名	9 名	5 名	0 名

大原大学院大学会計研究科会計専攻

(基礎要件データ表 9～表 12 に基づき作成)

教員採用にあたっては、研究者教員は職位にふさわしい学術的研究の業績を有する者、実務家教員は公認会計士や税理士等会計専門職として 5 年超の実務経験があり高度の実務能力を有する者を採用しており、専任教員は教育上の指導能力を有していると認められる。特に、多数の学術的研究業績を有する研究者教員や、実務に関する優れた専門書を公刊している実務家教員がおり、理論と実務を架橋する教育の実施に資する教員組織となっている（評価の視点 3-2、点検・評価報告書 37～39 頁、基礎要件データ表 9～表 13、表 15、資料 3-1「大原大学院大学教員の採用及び昇任に関する規程」、資料 3-4「教育研究業績一覧」）。

当該専攻では、教育課程の中核をなす授業科目と位置づけている財務会計、管理会計、監査、租税法の主要 4 系に加えて、それら以外でも会社法や経営学関係の重要科目には原則として専任の教授又は准教授を配置していた。ただし、2025 年度においては、教員の退職・異動に伴い、経営学関係の重要科目は専任ではない教員が担当している。さらに、当該専攻の教育課程の最も中核に位置づけられる論文指導については、専任教員 3 名に対して、客員教員が 9 名というように専任教員以外の担当割合が極めて高くなっている。兼任教員あるいは客員教員に関しては、「教員の採用及び昇任に関する規程」「客員教授等選考規程」において、専任教員の採用規程に準ずることを定めているものの、兼任教員又は客員教員に主要科目を担当させる際の基準は必ずしも明らかではなく、今後の明示化が望まれる（評価の視点 3-3、点検・評価報告書 38～39 頁、資料 3-2「大原大学院大学客員教授等選考規程」）。

専任教員の年齢構成は、2025 年 5 月 1 日現在で、70 歳以上 3 名、60～69 歳 4 名、50～59 歳 1 名、40～49 歳 3 名である。平均年齢は前回の評価時よりも上昇して 60 歳を超えており、最高齢者は 78 歳に達しているように、教員組織の高齢化がみられる。平均年齢が高いことによる問題は必ずしも顕在化している状況にはないが、組織の継承性の観点からも、年齢構成の点での教員組織の多様性の確保が望まれる。また、専任教員全員が男性であったなか、2025 年度に女性教員を専任教員として 1 名採用したものの、女性比率が低い状態はなお続いており、教員組織におけるジェンダーバランスについては、引き続き検討が求められる。さらに、専任教員は全員日本人であり、最終学歴や実務経験等も日本国内に限られている。今日のグローバル化した経済社会における専門人教育のために、豊富な海外経験を生かした教育研究活動を実践できる専任教員の採用の検討が求められる（評価の視点 3-4、点検・評価報告書 38～39 頁、基礎要件データ表 14、資料 3-5「専任教員個別表」、追加提出資料「専任教員個別表（表 3）2025. 5 現在」）。

【項目：教員の募集・任免・昇格】

当該専攻における専任教員の募集、任免、昇格等に関する基準は、「教員の採用及び昇任に関する規程」及び「教員の昇任に関する申合せ事項」に規定している。

「教員の採用及び昇任に関する規程」では、教授、准教授、講師、助教、助手のそれぞれについて、採用、昇任に関する基準を定めている。また、昇任に関しては、「教員の昇任に関する申合せ事項」において、昇任審査に必要な研究業績、経験年数、大学運営への貢献についての細則を定めている。

専任教員の募集、任免、昇格等に関する手続については、「教員人事委員会規程」に規定している。教員の採用や昇任人事などの必要が生じた場合には、教授会により選出された3名の教授による「教員人事委員会」が、採用審査・昇任審査を行って議案を作成し、教授会の承認を得ることとしている。審査を行うにあたっては、同委員会の委員以外であっても関係する科目の教員の出席を求め、その意見を聴取することができるかとされている。「教員人事委員会」は、経歴書・業績書の精査、論文・著作の査読、面接等により、採用・昇任候補者が、職位相当の優れた研究能力あるいは高度の実務能力を有するか、また教育上の指導能力があるかを審査しており、特に、指導能力については、必要に応じて授業の模擬講義を通じて確認していることから、審査のための適切な基準及び手続が公正に実施されていると認められる（評価の視点 3-5、点検・評価報告書 38～41 頁、根拠資料 2-4「大原大学院大学 教授会・委員会規程集」、資料 3-6「2017 年度第 4 回人事委員会議事要録」）。

【項目：教員の資質向上等】

当該専攻では、「FD・SD委員会」が中心となって、全ての教員を対象として、授業アンケート、研修会等の活動を定期的に企画することで、教育上の指導能力や大学教員に求められる職能に関する理解の向上を図っている。FD・SD研修会は、新型コロナウイルス感染症の拡大下の 2020 年及び 2021 年を除き、外部講師を招聘して、「我が国の高等教育の課題と展望」「専門職大学院発展のための実践事例研究」「駒澤大学における教育のデジタル化」「障害学生の抱える困難の理解と支援～発達障害学生への支援を中心に～」 「修士課程におけるアジア人学生の特徴～中国からの留学生を中心として」「筑波大学ヒューマンエンパワーメント推進局におけるLGBTQに関する取り組み」といったテーマで実施している。研修の後には、参加者は感想や見解をまとめた報告書をFD・SD委員長に提出しており、FD・SD活動として実効性をもった取り組みとして評価できる。

授業参観は 2019 年度まで実施していたが、新型コロナウイルス感染症の拡大下で対面授業が中止された 2020 年度、2021 年度には実施されず、近年では 2022 年度に前年度新規採用の教授 1 名に実施された事例のみである。かつての授業参観では、研究者教員と実務家教員が互いの授業を見て話し合うことにより、各教員の教育上の指導能力改善にとどまらず、研究者教員の実務に関する知見の充実など、理論と

大原大学院大会計研究科会計専攻

実務の架橋教育の向上にも役立っていたという。このように、当該専攻において授業参観が担う役割は大きかったと考えられるため、再開するよう改善が望まれる。

当該専攻では、履修人数5名以上の授業科目について授業アンケートを実施している。授業アンケートの集計結果は、教授会に報告され、全学的な問題点についての検討を行っている。個別授業の集計結果は、担当教員に伝えられ、感想や今後の対応などの所感を記載した回答書をFD委員長へ提出することを義務づけている。そして、改善すべき重大な問題を有すると考えられる教員については、研究科長がFD委員長、教務委員長とともに面接を行い、改善指導を行うことにしている。授業アンケートを適切に活用していると認められるが、論文指導を除く少人数の授業では授業アンケートを実施していないため、匿名性の確保への留意は必要ではあるものの、それらの受講者の意見をくみ上げる工夫が望まれる（評価の視点 3-6、点検・評価報告書 41～44 頁）。

当該専攻では、教育上の指導能力を向上させるためには、教員は不断の研究活動を通じてその成果を教育に反映しなければならないとしており、そのうえで、研究者教員は、更に学術的な研究を深め実務の理論的背景の精緻化に努めることで、実務家教員は、常に実務の動向に注視して課題を研究し実務的な知見の刷新に努めることで研究者教員と実務家教員が一体となった理論と実務の架橋教育を推進させることができるとしている。この推進を目的として、当該専攻では、毎年「研究年報」を公刊している。年報への寄稿は義務ではないものの、専任教員間で研究活動の継続意識が共有されており、多くの専任教員が寄稿している。また、当該専攻の全専任教員が、当該大学に設置されている「社会科学研究所」に所属し、研究所の研究予算を用いての研究及びその発表が可能となっている。これらの取組みは、当該専攻における研究活動の促進に寄与しているものと認められる（評価の視点 3-7、点検・評価報告書 41～44 頁）。

専任教員の教育活動、研究活動、組織運営について、教育活動については授業アンケートの結果を確認しているものの、研究活動及び組織運営については、昇任審査時に確認するにとどまり、それらを恒常的に評価する仕組みは整備していない。前回の経営系専門職大学院認証評価結果において、「研究活動や組織内の運営への貢献について評価する仕組みを整備することが望まれる」と検討課題を付した点に対して、「年間の研究業績等を考慮した評価基準の作成を検討する」との改善計画を示していたが、いまだ具体的な基準作成には至っていない。さらに、社会との関係の形成・社会貢献、行政や産業界との関わり等に関する評価は、昇任時の審査も含めて、実施していないことから、改善が望まれる（評価の視点 3-7、点検・評価報告書 41～44 頁、49 頁、資料 3-1「大原大学院大学教員の採用及び昇任に関する規程」）。

【項目：教育研究条件・環境及び人的支援】

当該専攻の専任教員1名あたりの担当授業数について、前回の認証評価において、「最大で年間平均週6科目という事例があり一部専任教員の授業負担が多くなっている」ことを指摘した。これに対して、「最大で年間平均週5.5科目に減少している」との改善を行ったとのことであるが、2025年度当初の開講計画において、週に7科目の担当が予定されている教員がいるなど、再び増加傾向にあることから、改善が望まれる。特に、一部の教員は、他大学との兼担による授業負担も大きいいため、当該専攻での教育活動に問題が生じないよう、組織的な管理についての検討が必要である。

当該専攻では、教育研究活動の一層の活性化を図り、当該大学の教育研究の向上に資するため、専任教員が自らの研究に専念できる一定の期間を取得できる制度として、サバティカル制度を設けている。ただし、2024年現在、利用実績はないため、実質的に研究専念期間は保証されていないことが懸念される。専任教員の研究専念期間を保証するための実効性あるサバティカル制度となるよう、制度の見直しが望まれる。

専任教員の個人研究費は、研究者教員の教授及び准教授は年間研究費300,000円、研究旅費200,000円、実務家教員の教授及び准教授は年間研究費200,000円、研究旅費100,000円となっている。研究者教員と実務家教員とで金額は相違しているものの、研究活動に対する支給としては十分と認められる。

当該専攻では、専任教員全員に個室の研究室を提供している。1室あたりの平均面積は17.5㎡であり、基本装備として机、椅子、書棚、保管庫、パソコン及び電話機を設置しており、ネットワーク機器利用のためにLAN配線を行っている。また、研究室の近隣に教員が使用するための複合コピー機とシュレッダーを設置している。このように、教育研究環境は適切に整備していると認められる。

当該専攻にティーチング・アシスタント(TA)の制度はない。他方、論文の形式面、体裁等について学生からの要望があれば、相談、助言、チェック等を行う「論文形式指導補助者」を配置するとともに、学習、研究に関する学生相談に対処する研究支援室を設置している(評価の視点3-9、点検・評価報告書1~2頁、44~45頁、50頁、資料3-5「専任教員個別表」、資料3-8「大原大学院大学研究経費規程」、資料3-9「大原大学院大学サバティカル制度規程」)。

(2) 提言

【特色】

- 1) 外部講師による研修会の後に参加者が感想や見解をまとめた報告書をFD・SD委員長に提出しており、FD・SD活動として実効性をもった取組みとして、評価できる(評価の視点3-6)。

【検討課題】

- 1) 「教員組織の編成方針」において、「社会のニーズが多様化していく中で教員組織においてもそのニーズに応えられるよう多様性を確保していくことで教員組織の充実を目指す」としているところ、教員組織の年齢構成、ジェンダーバランスに偏りがあり、国際性にも充実の余地があることから、多様性の向上が望まれる（評価の視点 3-4）。
- 2) F D活動のうち教授法の改善に関連する内容が減少しているため、これらの活動を充実化するよう改善が望まれる。また、当該専攻では、研究指導科目を客員教員も担当していることから、客員教員に対するF D活動も充実させることが必要である（評価の視点 3-6）。
- 3) 新型コロナウイルス感染症流行以降実施していない教員間の授業見学は、当該専攻における各教員の教育上の指導能力改善や研究者教員の実務に関する知見の充実についての役割が大きかったと考えられることから、再開するよう改善が望まれる（評価の視点 3-6）。
- 4) 論文指導を除く少人数の授業では授業アンケートを実施していないため、匿名性の確保に留意しながら、受講者の意見をくみ上げる工夫が望まれる（評価の視点 3-6）。
- 5) 専任教員の活動のうち、研究活動、組織運営及び社会との関係の形成・社会貢献、行政や産業界との関わり等について、評価する仕組みを整備するよう改善が望まれる（評価の視点 3-8）。
- 6) 一部の専任教員の授業負担に関して、前回の経営系専門職大学院認証評価以降に一度は減少したものの、再び増加傾向にある。特に、一部の教員は、他大学との兼担による授業負担も大きいため、当該専攻での教育活動に問題が生じないよう、授業負担を組織的に管理するよう改善が望まれる（評価の視点 3-9）。
- 7) 専任教員の研究専念期間を保証する実効性あるサバティカル制度となるよう、改善が望まれる（評価の視点 3-9）。

4 専門職大学院の運営と改善・向上

(1) 経営系専門職大学院基準の各項目に関する概評

【項目：専門職大学院の運営】

当該専攻では、専攻の全般に関する運営については学長がつかさどり、運営組織として教授会を設置し、事務組織として事務局を置くという組織体制をとっている。また、学長直轄の会議体として「大学運営会議」、教育課程連携協議会、「自己点検・評価委員会」「ハラスメント対策・人権委員会」「研究倫理委員会」が置かれ、特定の事項について学長に意見を具申し、学長が意思決定を行うとしている。

教授会は学長、専任の教授及び准教授により構成されるが、必要に応じて、専任の講師、助教も出席できるとしている。教授会は、原則として毎月1回（8月は休会）開催しており、議決権は有しないが、事務局長と事務局員1名が出席し、教授会の求めに応じて事務局員が把握している情報を教授会で報告するなど、教職一体の運営となるよう配慮している。

教授会の諮問に応じて審議する機関として、教務委員会、「教員人事委員会」「入試・広報委員会」「学生委員会」「FD・SD委員会」「図書・研究年報委員会」「総務委員会」を設置している。各委員会の審議事項については各委員会規程に定めており、そこで審議された事項が教授会に上程され、教授会での審議を経て、最終的には学長が意思決定を行う仕組みとなっている。

学長の選出については、「学長選考規程」に基づき、理事長が「学長候補者選考委員会」を設置し、同委員会は「人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有すると認められる者」を資格とする学長候補者を1名選考し、理事会に推薦する。理事会は推薦を受けた学長候補者について審議し、理事長がこれを任命する手続となっている。

当該専攻の管理運営を行う教員組織の長は研究科長であり、その任免に関して「研究科長選考規程」を定めている。この規程では、研究科長は、教授会において単記無記名投票による選挙によって候補者の選考を行うこととされているが、現任の研究科長の選出では、学長の推薦に基づいて教授会での審議によって選出されていることから、実態に合わせた規程とするよう改善が望まれる。また、研究科長は、研究科の長として教学と管理運営に関し研究科内の委員会等を指揮し、学長を補佐する役割を担っているとされているが、それらの職責が規程で明文化されていないため、改善が望まれる。

教育の企画・設計・運営方法に関する事項については、原則として教務委員会での審議を通じて素案をまとめ、教授会に上程している。その後、教授会での審議を行ったうえで最終的に学長が意思決定を行っている。また、迅速な意思決定が必要な事項については、学長、研究科長、副研究科長、事務局長を構成メンバーとする大学運営会議で審議し、最終的に学長が意思決定を行っており、明確な責任体制を

大原大学院大学会計研究科会計専攻

構築している（評価の視点 4-1、4-2、点検・評価報告書 46～47 頁、資料 2-4「大原大学院大学 教授会・委員会規程集」、資料 4-1「大原大学院大学研究科長選考規程」、資料 4-6「大原大学院大学学長選考規程」、資料 4-7「教授会議事要録（抜粋）2024 年 2 月研究科長の選出について」）。

当該専攻は、当該大学が唯一設置する教育組織であったが、2025 年度より同法人内に東京経営大学が新設され、連携として、図書館の共通利用の準備が進められている。その他、大学組織ではないが、当該専攻は、学校法人大原学園を経営母体としており、当該専攻の学生が専門学校である「大原簿記学校」の講座を無料で受講できるようにしているなど、学生にとって有益な連携関係がみられる（評価の視点 4-3、点検・評価報告書 46～47 頁、資料 3-4「教育研究業績一覧」）。

【項目：自己点検・評価と改善活動】

当該専攻では、「自己点検・評価委員会規程」に基づき、「自己点検・評価委員会」を中心として、自己点検・評価作業を行っている。同規程では、自己点検・評価委員会の任務を「本学の教育研究に関する全学の活動状況並びに組織、施設・設備、運営の状況及び財政状況について、全学的な立場に立ち自己点検・評価を行い、学長に報告する」と規定している。職掌事項は、自己点検・評価項目の設定、資料の収集及び分析、各部署に対する自己点検・評価の報告依頼及び提出された報告事項の確認、それらに基づく自己点検・評価、自己点検・評価のための調査研究としている。

同委員会委員は、当該専攻の専任教員、事務局職員のほか、経営母体である大原学園理事会及び評議員会の指名を受けた者と規定しており、教育研究活動だけではなく施設・設備、運営及び財務状況も含めた全学的な点検・評価を担うにふさわしい委員によって構成されている。

以上のことから、自己点検・評価のための手続を明確にし、かつ責任ある体制のもとで組織的な自己点検・評価を行っている（評価の視点 4-4、点検・評価報告書 48～51 頁、資料 2-4「大原大学院大学 教授会・委員会規程集」）。

当該専攻では、5 年ごとの経営系専門職大学院認証評価と 7 年ごとの大学評価（認証評価）への対応を軸として、全学的な自己点検・評価活動を継続的に実施している。また、評価結果に係る改善報告書等も提出している。

当該専攻に対しては、前回（2020 年度）の本協会による経営系専門職大学院認証評価において、10 項目の検討課題を付した。この 5 年間で一定の進展がみられるものの、前述のとおり、引き続き改善が求められる点もあることから、適切に対応することが望まれる（評価の視点 4-5、点検・評価報告書 48～51 頁）。

【項目：社会との関係、情報公開】

当該専攻では、「教育課程連携協議会規程」に基づき、産業界等との連携により教育課程を編成し、円滑かつ効率的にそれを実施するため、教育課程連携協議会を設置している。同協議会は、過半数が学外の者で構成され、当該専攻教員1名、日本公認会計士協会理事1名、日本税理士会連合会理事1名の計3名となっており、年に2回の会合が行われている。当該専攻の従前の学位授与方針では、修得すべき知識、技能、能力等当該学位にふさわしい学習成果を具体的に示していなかったが、教育課程連携協議会において主に会計業界が求める人材像についての意見交換を行い、その結果を基に、2023年の学位授与方針の改定にあたっての原案を策定した。このことから、教育課程連携協議会の意見が教育課程等に反映されていると判断できる（評価の視点4-6、点検・評価報告書51～52頁、基礎要件データ表16、資料4-3「教育課程連携協議会 実施概要」）。

当該専攻では、大学ウェブサイトの「教育情報等の公開」において、当該専攻の運営と諸活動の状況、自己点検・評価の結果について情報を公開し、一定の説明責任を果たしている。ただし、学校教育法施行規則において公開が求められている事項のうち、「入学者の選抜における合理的配慮」が公表されていないため、早急に是正されたい。また、教育課程連携協議会に関する活動状況について、「教育課程連携協議会は産業界等との連携により教育課程を編成・実施することを目的とし、年2回程度開催する予定です」とのみ示されるにとどまっているため、掲載内容を充実させるよう改善が望まれる。当該専攻としては、「本専攻の使命・目的や活動状況について社会からの理解を得るよう積極的に取り組んでいるとまでは言えない」としていることから、積極的な情報公開の取組みに向けた検討が期待される（評価の視点4-7、点検・評価報告書51～52頁、大原大学院大学ウェブサイト）。

当該専攻では、企業やその他組織との連携・協働を進めるための協定、契約等を結んでいない。ただし、会計大学院協会の主催による四大監査法人キャリア教育を実施していること、あるいは、経営母体を同じくするとはいえ同法人の他学校が運営する各種資格試験講座の無料受講を可能にしていることに鑑みると、協定又は契約の締結等の決定・承認に係る手続の策定についての検討を行うことが望まれる（評価の視点4-8、点検・評価報告書51～52頁）。

(2) 提言

【検討課題】

- 1) 研究科長の職責に関する規定を明文化するとともに、既存の任免及び選考方法等に関する規定を実態に合わせて改正することで、当該専攻における研究科長に関する規程等を整備することが望まれる（評価の視点4-1）。
- 2) 前回の経営系専門職大学院認証評価において指摘した事項に対して、引き続

き適切に対応することが望まれる（評価の視点 4-5）。

- 3) 教育課程連携協議会の活動状況について、公開内容を充実するよう改善が望まれる（評価の視点 4-7）。
- 4) 情報公開について、当該専攻の自己評価としては、「本専攻の使命・目的や活動状況について社会からの理解を得るよう積極的に取り組んでいるとまでは言えない」としていることから、積極的な情報公開の取組みに向けた検討が望まれる（評価の視点 4-7）。

【是正勧告】

- 1) 学校教育法施行規則において公開が求められている事項のうち、「入学者の選抜における合理的配慮」が公表されていないため、是正されたい（評価の視点 4-7）。

以 上